

## ふくおかの食と農推進会議設置要綱

### (名 称)

第1条 本会の名称は、ふくおかの食と農推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

### (目 的)

第2条 食に対する重要性及び農林水産業と農山漁村の果たす役割について県民の理解促進を図ることにより、県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

### (検討事項)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 福岡県の食育の推進に関すること
- (2) 福岡県の地産地消の推進に関すること
- (3) 関係者相互の協力と理解を促進するために必要なこと
- (4) その他協議会の目的達成のために必要なこと

### (構 成)

第4条 推進会議の構成員は、福岡県農業協同組合中央会会長、財団法人福岡県学校給食会理事長、社団法人福岡県栄養士会会長、社団法人福岡県調理師協会会長、福岡県保健医療介護部長、福岡県農林水産部長及び福岡県教育長とする。

### (推進会議)

第5条 推進会議の開催等については、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に議長、副議長を置く。
- (2) 議長は、福岡県農林水産部長とし、副議長は福岡県教育長とする。
- (3) 議長は、必要と認める時、推進会議を招集し、会議を開催する。
- (4) 副議長は、議長の職務を代理する。
- (5) 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 推進会議の議事を円滑に進めるために、部会を置く。

- (1) 部会の構成は、別表1のとおりとする。
- (2) 各部会に部会長、副部会長を置く。
- (3) 各部会は各部会長が必要に応じて招集し、会議を開催する。
- (4) 各部会長は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福岡県農林水産部農林水産物安全課内に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進会議の運営その他必要な事項は、推進会議において協議する。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。